

学校職員の懲戒処分について（令和8年5月教育委員会定例会）（議案第7号関係）

No.	1
処分年月日	令和8年5月19日
処分の種類	免職
処分の理由	児童生徒性暴力等
	(事件・事故の概要) 被処分者は、令和8年1月7日(水) 午前11時から同日午後1時までの間、岩手県南部の宿泊施設において、16歳未満の女性に対して性交をした。
事件発生日 年 月 日	令和8年1月7日(水)
被処分者の 氏 名	千葉 文彦
被処分者の 年 齢	27歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	盛岡教育事務所管内の小中学校
被処分者の職	教諭
備 考	—

学校職員の懲戒処分について（令和8年5月教育委員会定例会）（議案第9号関係）

No.	2
処分年月日	令和8年5月19日
処分の種類	戒告
処分の理由	管理監督責任
	(事件・事故の概要) No.3の事案に関し、上司として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。
事件発生 年 月 日	令和7年9月5日（金）
被処分者の 年 齢	50歳代
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県南教育事務所管内の小中学校
被処分者の職	校長
備 考	—

学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分について

(令和8年5月教育委員会定例会) (議案第10号関係)

No.	3
処分年月日	令和8年5月19日
処分の種類	一般の退職手当等の全部を不支給とすること
処分の理由	<p>(事件・事故の概要)</p> <p>下記元職員は、令和7年9月5日(金)午前1時27分頃から同日午前3時1分頃までの間、正当な理由がないのに、被害者4名が宿泊する宿泊施設の部屋にカードキーを用いて侵入し、被害者1名の陰部を着衣の上から手で触るわいせつな行為をした。</p> <p>この行為について、住居侵入及び不同意わいせつの罪で、拘禁刑2年6月、執行猶予5年の判決が、令和8年4月14日付けで確定した。</p> <p>このことにより、下記元職員は、地方公務員法第28条第4項の規定により同日失職した。</p> <p>これに伴い、職員の退職手当に関する条例第11条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行ったものである。</p>
事件発生日 年 月 日	令和7年9月5日(金)
被処分者の 年 齢	53歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 元 所 属	県南教育事務所管内の小中学校
被処分者の元職	教諭
被処分者の 氏 名	佐々木 智仁
備 考	—

学校職員の懲戒処分について（令和8年5月教育委員会定例会）（議案第13号関係）

No.	4
処分年月日	令和8年5月19日
処分の種類	停職3月
処分の理由	酒気帯び運転（自転車）  (事件・事故の概要) 被処分者は、令和8年3月26日（木）午後10時20分頃、酒気を帯びて自転車を運転し、北上市川岸の市道を走行中、路上において転倒し、負傷したことから救急搬送され、その後、警察官による呼気検査が行われた結果、呼気1リットル当たり0.33ミリigramのアルコールが検出され、検挙された。 この行為は、道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反するものである。
事件発生日 年 月 日	令和8年3月26日（木）
被処分者の 氏 名	—
被処分者の 年 齢	60歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備 考	中部教育事務所管内 (花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)

【服務管理担当（内6215）】

職員の懲戒処分について（令和8年5月教育委員会定例会）（議案第12号関係）

No.	5
処分年月日	令和8年5月19日
処分の種類	停職5月
処分の理由	酒気帯び運転（自転車）  (事件・事故の概要) 被処分者は、令和7年6月27日（金）午後11時頃、酒気を帯びて自転車を運転し、花巻市豊沢町の県道を走行中、警ら中の警察官から職務質問を受け、呼気検査が行われた結果、呼気1リットル当たり0.17ミリグラムのアルコールが検出され、検挙された。 この行為は、道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反するものである。 また、同人は、検挙された事実について、速やかに所属長へ報告する義務があるところ、約8か月間に渡って報告を怠った。
事件発生日 年 月 日	令和7年6月27日（金）
被処分者の 氏 名	—
被処分者の 年 齢	52歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	事務局
被処分者の職	事務職
備 考	—

【服務管理担当（内6215）】

学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分について

(令和8年5月教育委員会定例会) (議案第11号関係)

No.	2
処分年月日	令和8年5月25日
処分の種類	一般の退職手当等の全部を不支給とすること
処分の理由	<p>(事件・事故の概要)</p> <p>下記元職員は、令和8年1月13日午前1時5分頃から同日午前2時40分頃までの間に、新潟県新潟市内の宿泊施設において、被害者の同意を得ることなく性交等をした。</p> <p>また、前記日時場所において、被害者の性的な姿態を撮影した。</p> <p>これらの行為について、不同意性交等及び性的姿態等撮影の罪に問われ、拘禁刑5年の判決が、令和8年3月27日付けで確定した。</p> <p>このことにより、下記元職員は、地方公務員法第28条第4項の規定により同日失職した。</p> <p>これに伴い、職員の退職手当に関する条例第11条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行ったものである。</p>
事件発生日 年 月 日	令和8年1月13日
被処分者の 年 齢	31歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 元 所 属	岩手県立宮古水産高等学校
被処分者の 元 職 名	操機手
被処分者の 氏 名	畠山 一夢
備 考	—

【服 務 管 理 担 当 ( 内 6215)】